

●一般行政職職員の経験年数別平均給料額
(平成16年4月1日現在)

区 分	7年以上	10年以上	15年以上
	10年未満	15年未満	20年未満
一般行政職	242,800円	269,000円	301,100円

●行政職員の初任給
(平成16年4月1日現在)

行政職員	高校卒	須恵町	143,300円
		国	138,800円
	大学卒	須恵町	170,700円
		国	170,700円

※「須恵町職員の給与に関する条例」の規定に基づきます。

本町のラスパイレス
指数は95.7

ラスパイレス指数とは、国家公務員と地方公務員の給料水準を比較する方法のひとつで、広く用いられています。地方公共団体の職員構成（学歴別、経験年数別）を、国と同じに置き換えた場合、国の給料額を100として求める値のことです。100を超えるほど、給与水準が国より高いということになります。本町のラスパイレス指数は95.7で、粕屋地区内では本町の給料水準が中位にあります。

●一般行政ラスパイレス指数
(平成16年)

区 分	須恵町	参 考								
		宇美町	志免町	粕屋町	篠栗町	久山町	古賀市	新宮町	全国地方公共団体平均	国
指数	95.7	96.3	96.1	96.8	92.6	92.2	97.9	93.2	97.9	100.0

●職員手当
(平成16年4月1日現在)

期末・勤勉手当	区分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.40月分	0.70月分
	12月期	1.60月分	0.70月分
	計	3.00月分	1.40月分
退職手当	区分	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	21月分	28.0875月分
	勤続25年	33.75月分	43.335月分
	勤続35年	47.5月分	60.99月分
	最高限度	60月分	60.99月分

※須恵町職員の給与に関する条例の規定に基づきます。
※国の支給割合と同じです。

●特別職および教育長の給与
(平成16年4月1日現在)

区 分		月 額	期末手当
給 料	町 長	832,000円	(支給割合)
	助 役	673,000円	6月期 1.60月分
	収入役	631,000円	12月期 1.70月分
	教育長	626,000円	計 3.30月分

※須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の規定に基づきます。

●定員モデル対象職員数の状況
(各年4月1日現在)

区 分		平成16年	平成15年
一般行政部門	定員モデル対象職員数	106人	109人
	定員モデル職員数 (国が示す基準)B	114人	114人
	定員モデル超過数 C(A-B)	△8人	△5人
	超過率 (C/A×100)	△7.5%	△4.6%

※一般行政部門は、特別行政部門(教育)および公営企業等会計部門(上水道、下水道、国保、老人特別会計)を除いた部門です。
※定員モデル対象職員数は、派遣職員を除いています。

●一般行政職職員の平均給与月額と平均年齢
(平成16年4月1日現在)

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
322,700円	40歳

※一般行政職とは、税務職員、保健師、栄養士、調理師、企業職員以外の職員です。

●一般行政職の級別職員数
(平成16年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	参 考 1年前の構成比(%)
8級	理事、部長、課長	6	5.5	6.5
7級	課長、議会事務局長、 参事、課長補佐	15	13.8	10.3
6級	課長補佐、参事補佐、 係長	20	18.4	20.6
5級	係長、主査	18	16.5	14.0
4級	主任主事	25	22.9	24.3
3級	主事	19	17.4	14.0
2級	主事	6	5.5	9.4
1級	主事	0	0	0.9
合 計		109	100.0	100.0

●部門別職員数
(各年4月1日現在) (定員管理調査から)

区 分		職 員 数		対前年 増減数(人)
		平成16年 (人)	平成15年 (人)	
一般行政部門	議 会	3	3	0
	総 務	31	32	△1
	税 務	13	14	△1
	労 働	—	—	—
	農 水	6	6	0
	商 工	1	1	0
	土 木	9	9	0
	民 生	38	41	△3
	衛 生	9	9	—
	小 計	110	115	△5
特 行 政 部 門 別	教 育	48	51	△3
公 営 企 業 等	上水道	10	10	0
	下水道	8	6	2
	国保・老人 特別会計	6	6	0
	小 計	24	22	2
合 計		182	188	△6

※職員数は「須恵町職員定数条例」に定める一般職員に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤務職員などを除いています。
※特別行政部門の職員数に教育長を含めていません。
※地方公共団体定員管理調査には、臨時的任用職員が14人含まれています。

町職員の給与を公表します

町職員の給与や定数は、地方公務員法、地方自治法に基づき、町議会の議決により条例で定められています。町はこの条例に基づき厳正な運用に努めています。これを、みなさんにご理解いただくために、その主な内容をお知らせします。
なお、表中の数値は平成16年度地方公務員給与実態調査などに基づくものです。なお、公表した給料などは、すべて税や各種保険料などをひく前の額で、いわゆる手取額ではありません。

●歳出総額に占める人件費の割合
(平成15年度一般会計決算統計資料から)

区分	住民基本台帳 人口(年度末)	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
平成 15年度	25,576人	千円 6,543,119	千円 46,318	0.7%
			千円 953,409	14.6%

※人件費上欄は、特別職に支給される給料などです。
※人件費下欄は、職員に支給される給料などです。

●職員給与の状況
(平成16年度一般会計当初予算)

区分	職員数	給 与 費		
		給料	職員手当(期 末・勤勉手当 を含む)	合計
平成 16年度	146人	千円 567,809	千円 322,485	千円 890,294

※職員手当には退職手当を含みません。